

工事品質評価型入札制度の導入（試行）について

明石市では、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、さらには工事の適正な施工確保を目的に、平成 14 年度より、様々な入札制度改革に取り組んでおります。こうしたなか、みだしの制度につきましては、平成 15 年 11 月より「(仮称)主観点数制度」として、技術と経営に優れた地元の建設業者の育成とともに、努力した業者が報われるような仕組みを構築すべく検討を重ね、平成 16 年 7 月導入を目指し取り組んでまいりました。

しかし、同時期に財務部契約課が発注する工事の成績評定に、「新工事成績評定」を採用したことにより、同評定に基づく工事成績データの蓄積・整理が必要となり、1 年間延期することとなりました。

その間、同評定に基づく工事成績データ（平成 16 年 7 月 1 日以降の契約分で本年 3 月末までに完成検査を行った合計 88 件）等を踏まえ、等級格付け及び発注標準等についても見直しに向け、検証を行いました。

その結果、工事成績をはじめとする新たな評価項目に基づく評価点の合計「品質評価点」を、従来の客観点数（経営事項審査結果通知書の総合評定値）に付加し、発注の基本となる「品質評価合計点」を設定し、新たに作成した等級格付け及び発注標準表を適用することを骨子に、下記のとおり本年 7 月より新制度として導入することといたします。

あわせて、工事成績評定点が一定水準以上の優良業者のみを参加対象とした発注を一部実施することといたします。

なお、水道部においては現在「新工事成績評定」を導入しておりませんが、本制度にあわせて、本年 7 月 1 日以降の契約分より「新工事成績評定」を導入することとしております。この点について詳しくは水道部の入札・契約情報のホームページをご覧ください。

記

1 品質評価点の付加

「工事品質評価型入札制度」の第一の内容は、従来の経営事項審査結果通知書の総合評定値（以下「客観点数」といいます。）に替えて、客観点数に以下の工事成績をはじめとする評価項目による新たな評価点数（本制度において「品質評価点」と称します。）を付加した合計点数（本制度において「品質評価合計点」と称します。）による入札参加要件を設けることです。

詳細については以下を参照してください。

$$\boxed{\text{客観点数(経営事項審査結果の総合評定値 P)}} + \boxed{\text{品質評価点(評価項目の合計点数)}} = \boxed{\text{品質評価合計点}}$$

(1) 品質評価点を付加する対象業者

市内に本店を置いている業者（市内業者）を対象とします。（市内業者以外については、従来どおり客観点数による入札参加となります。）

(2) 品質評価点を付加する工種

試行においては、工種「土木一式工事」及び「建築一式工事」のみに品質評価点を付加することとします。

なお、その他の工種への付加については、本制度の試行結果を検証し、導入について検討を行います。

(3) 品質評価点の決定（更新）及び適用期間について

毎年度5月末までにその前年度の3月31日までの検査結果等に基づいて品質評価点を決定し、その点数を当該年度の7月から翌年度の6月まで適用することとします。

(4) 品質評価点の通知・公表

各業者には項目ごとの評価点及び品質評価点を通知するとともに、ホームページ上で全者の品質評価合計点を公表します。

本年度については、6月29日に発送する「品質評価点確認通知書」をもって、項目ごとの評価点及び品質評価点の通知に代えます。（その後の確認過程において「品質評価点確認通知書」の内容から変更があった業者には、改めて通知します。）

(5) 評価項目

評価項目	評価内容	評価点の考え方
工事成績の平均 (加減点)	過去3年度分の工事成績評定点の平均点に応じて加減点を行います。 (集計の対象となる工事は、平成16年7月1日以降に契約した工事に採用された、新工事成績評定による評定が行われた工事とします。 ただし、水道部では、平成17年7月1日以降に契約した工事から新工事成績評定を採用します。)	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年度分の工事（前年度の3月31日までに完成した工事）の工事成績評定点の平均（小数第一位四捨五入）により評価点を算出します。この項目については工種ごとの集計とします。よって、この項目の評価点は通常、工種ごとで異なることとなります。 平均点が65点のとき評価点を0点とし、平均点±1点ごとに評価点±5点とします。 評価点の加点の最大は100点とします。つまり平均点が85点以上であれば、評価点は+100点となります。 評価点の減点の最大は55点とします。つまり平均点が54点以下であれば、評価点は-55点となります。 新工事成績評定による評定が行われた工事を集計対象とするため、平成18年度までは、通常より、集計の対象となる工事が少ない状態となります。このため平成17年度においては評価点×1/3（小数第一位四捨五入）、平成18年度においては評価点×2/3（小数第一位四捨五入）を実際に加減点とします。
直近の工事成績 (加減点)	過去1年度分の工事1件ごとに、工事成績評定点に応じて加減点を行います。 (集計の対象となる工事は、平成16年7月1日以降に契約した工事に採用された、新工事成績評定による評定が行われた工事とします。 ただし、水道部では、平成17年7月1日以降に契約した工事から新工事成績評定を採用します。)	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年度分の工事（前年度の3月31日までに完成した工事）1件ごとの工事成績評定点により評価点を算出します。この項目については工種ごとの集計とします。よって、この項目の評価点は通常、工種ごとで異なることとなります。 75点を超える工事1件ごとに（工事成績評定点 - 75）×2点を加点します。 65点を下回る工事1件ごとに（65 - 工事成績評定点）×2点を減点します。
指名停止 (減点)	指名停止を受けた業者について、指名停止期間に応じて減点を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に受けた指名停止の期間1ヶ月につき20点を減点します。 複数年度に渡る期間の指名停止の場合、それぞれの年度に受けた指名停止期間に応じて、対応する年度で減点を行います。この場合、4月1日をまたぐ1ヶ月分は、先の年度の減点分とします。 (例えば、平成17年2月15日から平成17年5月14日までの3ヶ月の指名停止の場合、平成17年度の評価点が-40点（2ヶ月分）、平成18年度の評価点が-20点（1ヶ月分）となります。)
I S O 認証取得 (加点)	I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 の認証取得業者に加点を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 前年度3月31日時点でのI S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 の認証取得業者に、それぞれ5点の加点を行います。両方取得している場合には、合計10点の加点となります。 制度開始初年度である平成17年度に限り、平成17年6月30日現在の状況により加点することとします。

評価項目	評価内容	評価点の考え方
技術力 (加点)	監理・主任技術者名簿に記載されている技術者の人数に応じて加点を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点での監理・主任技術者名簿に記載されている技術者1名ごとに、当該資格の種類及び級等に関係なく工種ごとに1点を加点します。1人の技術者が土木一式工事と建築一式工事の両方の資格を持っている場合は、それぞれの工種で1点ずつ加点します。 ・最大評価点は+20点とします。つまり当該工種の技術者数が20人以上であれば、評価点は+20点となります。 ・<u>ただし、工事成績の平均点が65点以下の場合には、加点は行いません。</u> ・制度開始初年度である平成17年度に限り、平成17年6月30日現在の状況により加点することとします。
地域貢献 (加点)	市内に本店を置いてからの営業年数に応じて加点を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点での、市内に本店を置いての営業年数に1年につき1点の加点を行います。 ・最大評価点は+20点とします。つまり市内に本店を置いての営業年数が20年以上であれば、評価点は+20点となります。 ・<u>ただし、工事成績の平均点が65点以下の場合には、加点は行いません。</u> ・この項目は、全者の営業年数の確認が必要であるため、制度開始初年度である平成17年度に限り、10月に加算する予定です。
その他 (加減点)	明石市における入札・契約に関して不正等を行った業者に減点を行い、情報提供者に加点を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し不正等を行ったと認められる場合に20点の減点を行います。 ・不正等を行ったと認められる案件において、信憑性の高い情報の提供者に10点の加点を行います。

2 等級格付け及び発注標準の見直し

「工事品質評価型入札制度」の第二の内容は、郵便応募型一般競争入札において、入札参加要件設定の基準となる、「等級格付け及び発注標準」の見直しです。

別紙のとおり、等級ごとの点数の幅を縮め、土木一式工事については、現在5段階となっている等級を7段階とし、建築一式工事については現在4段階となっている等級を5段階に細分化します。

なお、別紙にもあるように、土木一式工事の発注標準については、財務部契約課と水道部で、少し異なりますのでご注意ください。

3 工事成績優良業者のみが参加可能な入札の実施

「工事品質評価型入札制度」の第三の内容は、評価項目「工事成績の平均」が一定水準以上の優良業者のみを参加対象とした発注を一部実施するものです。

ただし、本年度は平成16年7月1日～平成17年9月までの評定点を対象とした優良業者への発注を発注予定案件と工事成績の状況を勘案しつつ、11月～2月頃に実施する予定です。

4 導入時期

平成17年7月15日以降に公告する案件に、「品質評価合計点」と新しい「等級格付け及び発注標準」を適用します。

(初回公告予定日 財務部契約課 7月15日(金) 水道部 7月20日(水))

5 試行期間

試行期間は1年間とします。

この間、試行結果を検証し、本格導入へ向けての検討を行います。

別紙 工事品質評価型入札制度（試行）における等級格付け及び発注標準の見直しについて

（土木一式工事）

等級格付け		発注標準（明石市）		発注標準（水道部）	
ランク	格付け点数	標準範囲	市内業者の特例範囲	標準範囲	市内業者の特例範囲
A	1200点以上		1億5,000万円以上 2億円未満		1億5,000万円以上 2億円未満
B	860点以上 1199点以下	1億5,000万円以上 2億円未満	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円以上 2億円未満	3,000万円以上 1億5,000万円未満
C	780点以上 859点以下	8,000万円以上 1億5,000万円未満	2,500万円以上 8,000万円未満	8,000万円以上 1億5,000万円未満	2,500万円以上 8,000万円未満
D	710点以上 779点以下	4,000万円以上 8,000万円未満	2,000万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上 8,000万円未満	1,500万円以上 4,000万円未満
E	660点以上 709点以下	2,500万円以上 4,000万円未満	1,500万円以上 2,500万円未満	2,500万円以上 4,000万円未満	1,000万円以上 2,500万円未満
F	600点以上 659点以下	1,000万円以上 2,500万円未満	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,500万円未満	1,000万円未満
G	599点以下	1,000万円未満		1,000万円未満	

（建築一式工事）

等級格付け		発注標準（明石市・水道部共通）	
ランク	格付け点数	標準範囲	市内業者の特例範囲
A	1200点以上		1億円以上
B	800点以上 1199点以下	7,000万円以上 2億円未満	3,000万円以上 7,000万円未満
C	700点以上 799点以下	5,000万円以上 7,000万円未満	2,000万円以上 5000万円未満及び 7,000万円以上 1億円未満
D	630点以上 699点以下	1,000万円以上 5,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満
E	629点以下	1,000万円未満	

格付け点数は、市内業者は品質評価合計点、それ以外の業者は経営事項審査結果通知書の総合評定値で判断します。